

岩手県告示第678号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

平成29年9月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	指定の更新の年月日
公益社団法人岩手県看護協会立二戸訪問看護ステーション	二戸市福岡字八幡下11番地1	精神通院医療	平成29年10月1日
くどう医院	盛岡市前九年三丁目16番15号	精神通院医療	平成29年11月1日